

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 5 8 号)

平成 1 2 年 7 月 1 9 日

横情審答申第158号

平成12年7月19日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年2月19日教指二第800号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成元年度及び平成2年度の戸塚高等学校全日制の卒業アルバム」及び
「平成元年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」の一部公開決定並びに
「平成2年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」の公文書公開請求却下
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成元年度及び平成2年度の戸塚高等学校全日制の卒業アルバム」及び「平成元年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」の公開請求について一部公開とした決定並びに「平成2年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」の公文書公開請求を却下した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成元年度及び平成2年度の戸塚高等学校全日制の卒業アルバム」及び「平成元年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」（以下「本件アルバムその1」という。）の公開請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成10年11月10日付で行った一部公開決定のうち、教職員の写真（以下「本件申立部分」という。）を非公開とする処分及び「平成2年度の戸塚高等学校定時制の卒業アルバム」（以下「本件アルバムその2」という。）の公開請求に対して、同日付で行った公文書公開請求却下の処分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部公開及び却下理由説明要旨

本件異議申立てに係る公開請求の対象公文書となった本件アルバムその1は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。平成12年2月横浜市条例第1号による廃止前のもの。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号に該当するため一部を非公開としたものであり、また、本件アルバムその2は、旧条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないため却下としたものであり、その理由は、概ね次のように要約される。

(1) 卒業アルバムについて

卒業アルバムは、生徒が中心となって編集・作成しており、その配付対象も本来は、当該年度に卒業した生徒である。また、その作成に係る費用は全て、保護者等が積み立てており、公費は支出していない。そして、学校は、作成業者からの寄贈という形で卒業アルバムを取得している。

(2) 旧条例第9条第1項第1号本文の該当性について

異議申立人（以下「申立人」という。）が公開を求めている本件申立てのうち、本件アルバムその1に関する非常勤講師の氏名については、教職員の氏名と同様に公開

している。

非常勤講師の顔写真の公開については、非常勤講師の氏名が公開されていない場合の請求であり、前記のとおり、氏名は既に公開済みである。

教職員の氏名は既に公開しており、併せて、顔写真を公開することは、「コピーで、白黒の写しで」あっても、特定の個人を識別することが可能であり、「個人が識別され、又は識別され得るもの」として、プライバシー侵害のおそれがある。したがって、本号本文に該当する。

(3) 本件アルバムその2の不存在について

本件アルバムその2は、寄贈を受けていないので取得しておらず、現在、当該学校及び教育委員会ともに保存していない。また、申立人は、「教指第718号で公開している」と述べているが、当該校の全日制の平成元・2年度分及び定時制の平成元年度分を公開しているのであって、定時制の平成2年度分は存在しない。

4 異議申立人の一部公開決定及び却下決定に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件アルバムその1についての一部公開決定及び本件アルバムその2についての公文書不存在による却下決定に対する意見は、概ね次のように要約される。

(1) 旧条例第9条第1項第1号本文の該当性について

平成元年・2年の非常勤講師の氏名をすべて公開すべきである。もしなければ、卒業アルバム掲載の非常勤講師の顔写真を公開すべきである。

実施機関は、専任教員の氏名を公開しながら、非常勤講師の氏名は公開しない。さらに、卒業アルバムに掲載されている非常勤講師の氏名の存在の有無を記載せず、氏名も公開しないのは旧条例の原則に反している。また、教職員名簿は永久保存を義務付けられている。非常勤講師の当該年度の氏名がないのであれば、卒業アルバムに掲載された講師の写真を公開しても、直ちに特定の個人とわからないことが明らかである。

すべての講師の名簿がなければ、それに代わる写真を公開すべきである。

非常勤講師の氏名と写真の両方を隠すのは、違法である。氏名を公開すべきである。

なお、住所の公開は請求しない。

(2) 本件アルバムその2の存在について

実施機関は、本件アルバムその2は存在しないとするが、教指第718号で公開している。

本件アルバムその2は、平成2年度の卒業生に配付しており、その作成費用は市の公費を使用しているのであるから、アルバムを保存管理する義務がある。また、学校は、生徒及び教員の照会に応じている職務も存在している。したがって、卒業アルバムが存在しないという主張そのものはあり得ないことである。

5 審査会の判断

(1) 卒業アルバムについて

卒業アルバムは、生徒が中心となって編集・作成し、作成に係る費用の全てを保護者等が負担しており、当該年度に卒業した生徒が主に取得している。その作成に当たっては、生徒が学校行事の一環として行っていること、作成に当たって担任等の教職員の助言や購入希望調査の協力など、学校がアルバムを作成する過程で関わっていることが認められる。学校は、作成された後、卒業生などにより寄贈されたアルバムを取得し、公文書として校長室等に保管している。

(2) 本件アルバムその1について

ア 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

旧条例第9条第1項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については公開しないことができると規定している。

イ 申立人が公開を求めている本件申立部分は、本件アルバムその1のうち、非常勤講師の氏名についてであるが、この部分については、一部公開決定により公開された教職員の氏名と同様に、既に公開されていることが認められるので、審理の対象としない。

ウ 教職員の顔写真については、卒業アルバムが、卒業生等の特定の範囲内で利用することが予定されているものであり、不特定多数に公開することは予定されていないため、顔写真そのものが個人に関する情報に該当するものと考えられる。したがって、本号本文に該当する。ただし、非常勤講師の顔写真については、非常勤講師の氏名が公開されていない場合の請求であり、前記のとおり、氏名は既に公開済みである。

なお、本件アルバムその1については、卒業生などから寄贈により取得した文書であり、旧条例第9条第1項第1号かっこ書には該当しないものである。

(3) 本件アルバムその2について

当審査会は、本件アルバムその2が存在しないという主張について審議するため、実施機関から事情聴取を行った。

実施機関は、申立人が公開を求めている本件申立部分のうち、本件アルバムその2は、寄贈による取得をしていないため、現在、当該学校及び教育委員会ともに保存されていないこと、及び卒業アルバムは、上記(1)に記載しているように任意に寄贈されているものであり、学校や卒業年度によっては作成していない場合、又は学校へ寄贈しない場合（戸塚高等学校定時制については、昭和58～60年度、平成元年度、平成3～7年度は寄贈あり。昭和61～63年度、平成2年度、平成8年度以降は寄贈なし。）もあることから、必ず、学校で取得・保存しなければならない公文書とまではいえないものであり、寄贈を受けた場合には、公文書として保存することと主張している。

審査会としては、実施機関が卒業アルバムは公文書に該当するとしていることから、当該学校で作成された場合においては、公文書として保存すべきものであると考える。

以上のことから、実施機関の不存在の主張については、卒業アルバムの取扱いについて問題があるものの、本件アルバムその2が作成されたことは認められるが、取得したとの確証を得るための具体的な根拠を見いだすこともできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、本件アルバムその1について、旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開とした決定、及び本件アルバムその2について、旧条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないとして却下した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--------------------------|----------------------|
| 平成11年2月19日 | ・ 諮問書受理 |
| 平成11年3月25日 | ・ 実施機関から一部公開理由説明書を受理 |
| 平成11年3月26日 (第196回審査会) | ・ 諮問の説明 |
| 平成12年4月28日 (第223回審査会) | ・ 審議 |
| 平成12年5月12日 (第224回審査会) | ・ 審議 |
| 平成12年5月26日 (第225回審査会) | ・ 審議 |
| 平成12年6月9日 (第226回審査会) | ・ 審議 |
| 平成12年6月23日 (第227回審査会) | ・ 審議 |